

書類の簡素化に関するアンケート調査集計結果

☆回答社数

支部名	長崎	佐世保	北部	諫早	大村	島原	対馬	壱岐	五島	不明	合計
社数	10	6	5	5	0	1	6	1	4	8	46

☆アンケート設問

※書類簡素化について

支部名	長崎	率	佐世保	率	北部	率	諫早	率	大村	率	島原	率	対馬	率	壱岐	率	五島	率	不明	率	合計	率
①簡素化されている	5	50%	4	67%	3	60%	2	33%	0		1	100%	3	50%	1	100%	0	0%	3	38%	22	47%
②簡素化されていない	5	50%	2	33%	2	40%	4	67%	0		0	0%	3	50%	0	0%	4	100%	5	62%	25	53%
計	10		6		5		6		0		1		6		1		4		8		47	

※①の場合、何割程度簡素化されたかご記入下さい。

【長崎 1割…2件、2割…2件、3割…1件、5割…1件

【佐世保 1割…2件、2割…1件、8割…1件

【北部 1割…3件

【諫早 2割…1件、8割…1件

【大村】

【島原 2割…1件

【対馬 1割…1件、2割…1件、3割…1件

【壱岐 1割…1件

【五島】

【不明 1割…1件、3割…1件

※①の場合、どのような書類が簡素化されたかご記入下さい。

【長崎】

- ・工事打合簿
- ・材料承認願
- ・提出工事写真
- ・段階確認書
- ・請負者からの協議が電話やメール等で事前に協議が出来て対策が早急にできる。
- ・工事カルテ作成時に事前確認が省略された為、登録が早い。
- ・提出書類としては、工程関係やカルテ・安全訓練等など
- ・提出書類ではありませんが、重点監督工事の見直しにより、段階確認や工事把握事項が軽減していると思います。
- ・段階確認書について

確認時の写真が省略された事により、提出迄の諸問題等がなくなり、資料整理も簡素化された。

- ・施工体系図を提出する場合の下請負人報告書の提出不要は類似書類作成の観点から考え簡素化されていると思う。
- ・再下請けをしない場合の再下請通知書及び建設業許可のない業者の施工体制台帳及び再下請通知書の提出不要は規定が明確になったことでわかりやすく良いと思う。
- ・段階確認の写真提出が無くなった。

【佐世保】

- ・施工体制台帳
- ・マニフェストの写し
- ・出来形管理の管理工程能力図
- ・施工体制台帳(下請総金額3,000万未満)の提出不要
- ・段階確認の状況写真の提出不要
- ・下請負人報告書
- ・産業廃棄物処理契約書・状況写真の提出→掲示

- ・安全訓練の実施資料の提出→掲示
(提出しなくても掲示を求められたら掲示するので作業量はあまり変わらない。)
- ・段階確認写真において、以前は、自主管理写真と段階確認写真(尺・リボンテープ併用)とが、同じ内容で撮影していましたが、今回、自主管理写真があれば段階確認写真は不用
- ・品質管理資料における工程能力図、ヒストグラム、X-RS-rm管理図の不要
- ・出来形管理資料における工程能力図の不要
- ・下請総額3,000万未満の施工体制台帳

【北 部】

- ・500万円未満の工事で以下の提出書類等が不要となったこと
 - ◎施工計画書
 - ◎再生資源利用計画書・実施書
 - ◎再生資源利用促進計画書・実施書
- ・契約時の工程表(500万円以上)
- ・下請人報告書(500万円以上)
- ・注文書のコピー
- ・マニフェストのコピー
- ・工事打合せ簿
- ・施工体制台帳
- ・提出が掲示となった書類又、担当職員毎に違う提出書類(統一がなされず、明文化されていない)
- ・現段階では契約時の工程表

【諫 早】

- ・契約時の工事カルテ受領書
- ・契約時の工程表(施工計画書に添付)
- ・施工体型図を提出した為の下請負人報告書
- ・下請総額3,000万円未満の為の施工体制台帳
- ・安全訓練等の書類提出の有無が明確になりました。
- ・施工体制台帳の提出も金額によつての提出になり、簡素化になりました。
- ・工程表、下請企業の提出もしかり。
- ・契約工程表の作成の不要。
- ・工事カルテの確認提出の不要。
- ・打合せ簿で、協議事項が口頭で打合せになり、ワンデーレスポンスにもつながっている。
- ・材料承認で、建設資材使用報告書の当初の提出の不要。
- ・下請企業使用報告書の当初の提出の不要。
- ・施工体制台帳の建設業許可の無い業者の提出不要。

【大 村】

【島 原】

- ・工事打合せ簿
- ・安全管理書類
- ・段階確認等の提出

【対 馬】

- ・施工体系図
- ・段階確認
- ・施工体制台帳
- ・工程管理
- ・安全教育資料(実施資料)
- ・段階確認書の作成(1部)及び段階確認時の写真撮影不要
- ・下請負金額総額3,000万円以下の施工体制台帳及び再下請負通知書の作成不要
- ・出来高管理及び品質管理の工程能力図等の作成不要
- ・施工計画書の工程表

・段階確認の状況写真

・工事看板等の写真の提出

【壱 岐】

・施工計画書内 使用船舶機械 工事写真の一部

【五 島】

・ナークが出向している現場においては以前とあまり変わらない、県からナークへの指示がうまくいっていないのではないだろうか？

【不 明】

・下請負人報告書の経理課への提出書類

・下請総額3,000万未満の施工体制台帳

・再下請通知書

・500万円未満の書類

・工事カルテ(コリンズ)の事前確認

・段階確認

・コンクリートの品質管理(工程能力図)…(一部のみ)

・下請総額3,000万円未満の施工体制台帳

・下請負人報告書

・排ガス対策型建設機械の写真

※②の場合、簡素化されない原因はどんなところにあると考えられるかご記入下さい。

【長 崎】

・ナークが現場へ常駐している場合、ナーク監督員自身の管理している証拠が必要になり、簡素化の障害になっている。

・簡素化の内容としては、少し違いがあるかもしれないが今回改訂になった工事打合せ簿の内容において協議の項目が削除されているが最終的な結果を指示したという打合せ簿しか書類が残らず、施工途中段階においての請負者からの提案事項が書面に残らないことになるので、協議の内容は残してもよいのではないかと思う。

・ナークが常駐監督する際に全ての書類の提出を3部求められる。

・担当者や検査指導幹、又発注機関によって指摘が異なる点。

・請負金額500万円未満の工事は、施工計画書・再生資源利用及び促進計画・実施書・施工体制図・県内資材及び県内下請企業使用報告書の項目については提出しなくていいとなっているが、提出を求められることがある。

・発注者は、仕様書等で提出を求めている書類の提出を求めない。
・請負者は、仕様書等で提出を求められていない書類は提出しない。 となっている。
・発注者は、仕様書等で提出を求めている書類は受理しない。

・提出を求めない書類でも、作成する必要がある品質管理書類については、Gメン調査に於いて掲示を求められる。また、監督補助員(ナーク)の存在がある場合は、色々な要求があるものの、個人個人要求する内容はバラバラで、都度対応も違ってくる。提出書類は少なくしているだけで、作成を必要とする書類は増える一方であるのが現状と思う。「履行報告」は作成提出した方が受けが良いと言う監督補助員、必要以上の材料検収、品質検査を指示する監督補助員は多数存在する。

・「今まで提出していた書類なのでとりあえず提出して下さい。」という場合が多い。

・提出不要となっている書類でも仕様書中の「※ただし、特に必要であると認められる場合はこの限りではない」の文言があるので提出させられる場合がある。

・現場代理人が1日でも現場を不在にする時は書類での提出を求められた。

電話連絡でも良いのではないかと思う。

逆に役所側の担当者が連休休みで連絡がとれなく現場の方が困ることが多いので連絡を業者へしてほしい。

・県外産しかないとわかっている、2社以上の証明書を作成しなければならないので取り寄せに数日かかり、急ぐ時に困る。

・重点管理工事であるため、立会調書が多い。

・施工体制台帳の下請業者が金額に関係なく全部提出する事。

・担当で図面、管理図、段階確認のチェック図面の種類(枚数)がちがう。

【佐世保】

・ナークの指導時等に、提出はいらぬが、作成を求められるので、ほぼ簡素化されていないと思う。

・担当者によってバラツキがある。「うちの課では提出してもらおうようにしてます。」という返事が多い。

【北 部】

- ・現場職員のなかには、今までの書類も一応準備だけはしておこうと考える者も多く、結果として書類の負担が減ったと認識することができないようです。また、発注者の部署や担当者によって提出する書類にバラつきがあるようです。今年度からの新しい取り組みで弊社では入札から完成に至った工事がまだありませんので判断することは難しく、数年経過してからの見直しをお願いします。
- ・工事打合せ簿において、20年度までの様式より簡素化されているように思えるが請負者側としては協議事項は書面に残したく、打合せ簿のその他(協議)として担当職員に提出しているのが実情である。協議に合意され発注者が指示を書面にして発議するまで期間が空き過ぎるように思える。発注者側の負担が増えたのではと思います。20年度までの書式がスムーズだったと思われます。段階確認書において、確認者が発注者監督職員以外の場合において、請負者→代理確認者→監督職員→請負者への返却以上の流れが現場確認で止まっている場合がある。監督職員への報告は代理確認者か現場代理人 どちらが報告するのか確立されていない。

【諫 早】

- ・仕様書で提出を求めている書類については、作成を不要としているが、ただし書きがあり、特に必要があるものとか、確認を求められたら提出する等があり、簡素化前と同じように書類を作成している。
- ・新たに500万以上の工事については「施工プロセス」のチェックがはじまり、工事施工中に今迄とほぼ同等のチェック項目があるため、施工中の書類作成時間が増えた。
- ・発注者の監督員が簡素化実施方針の内容を認識していない。
- ・安全資料等は、自社及び現場廻り時に管理するものであり、検査時には不必要と思う。
- ・仕様書に定められていない管理項目資料を求めた場合、書式を発注者側が作成するべきだと思う。
- ・発注者の考えが書類重視だからと思う。
- ・簡素化と聞くと、実際はすべての項目を記録提出するよう求められており、書類検査が重視されている以上、十分な量、質の書類を完備しなくてはならない風潮がある。

【島 原】

- ・不明

【対 馬】

- ・監督員の内容理解不足。
- ・書類の簡素化については、以前に比べて提出書類は幾分減ったような気がします。ただ、今回から始まった「プロセスのチェック項目」により、期日までに揃えておかなければならない書類が増えたような気がします。それにより、書類作成頻度という観点からは、以前より作業量が増え、簡素化されていないような感じがします。

【五 島】

- ・書類としては残らないが協議に必要な書類(設計図書)にない箇所の横断図・変更対象となる構造物の構造図・詳細図の作成
- ・発注側担当者も能力により理解していない人もいないだろうか。文書にて明確に掲示して発注者側と請負者の勉強会(各支所)をした方が良い。
- ・長崎県が認め知事の押印がある団体、資材を使用するのにその資料を収集し、提出すること。
- ・ナークの立入

【不 明】

- ・提出不要であっても、掲示する為、書類は作成する。
- ・「施工プロセス」のチェックリスト対象工事は、これに関する書類の作成が必要となる。
- ・各発注者の担当で、簡素化になった。
- ・書類を提出する様に要求される場合がある。
- ・何の為の簡素化かわからない場合がある。
- ・業者としては、担当から要求されたら断りにくい。
- ・ナーク等の現場チェックを簡素化して下さい。
- ・役所・担当者の方が多忙(現場をたくさん持っている)な為、現場サイドはその分、多くの書類を作成している。
- ・発注者及び受注業者の双方が簡素化された書類の内容を熟知していないのでは？(実施されてからの期間が少ない)
- ・業者によっては検査時の好印象を受ける為、自ら社内、社外への書類等が増えているのでは？
- ・県の監督員に周知がなされていない場合や周知されていても、徹底がなされておらず、以前と変わらない書類の提出を要求されることが多々ある。

また、検査指導幹の指示で、出来形や品質管理の総括表を要求される以上の点を考慮すると、簡素化どころか返って複雑化した印象がある。

・社内での統一未整備

竣工検査時に確認提出を求められなければ以前と同じで提出用として作っていないなければならない。

・提出書類の簡素化文書を詳細に是れを確定して欲しい。

・発注者側が書類提出項目、内容についてあまり把握しておらず、再提出や修正が多い。

・段階確認時の工事写真撮影は現在不要となっているが、確認時には撮影し提出している。

※仕様書等で提出を求めている書類で、提出を求められているものがあれば書類名をご記入下さい。

【長 崎】

・過去の例ですけど下請負金額の総額が3,000万に満たない場合でも施工体制台帳の提出を求められた。

・提出資料としてはありませんが、協議等の現場の詳細図面など。

・担当の市役所や関係機関等と協議するための図面など。

・担当者によっては下請総額3,000万未満でも施工体制台帳の作成を念の為にしておいて下さいと言われる。

・請負金額500万円未満の工事は、施工計画書・再生資源利用及び促進計画・実施書・施工体制図・県内資材及び県内下請企業使用報告書の項目については提出しなくていいとなっているが、提出を求められることがある。

・下請総額3,000万未満の工事の場合、施工体制台帳等の提出は不要とされているが、監督職員が提出を命ずれば提出しなければならないので簡素化されているとはいえないのでは。

・現場技術員(ナーク)が付いた場合、監督職員に提出する書類とは別に同内容の書類を現場技術員が求める様式に直し、提出させられる事がある。(品質・出来形 その他立会時の書類等)

・特にありません。

【佐世保】

・500万円未満の工事での施工計画書

500万円未満の工事での施工体系図

500万円未満の工事での再生資源利用促進計画書(実施書)

発注者の監督員から提出の要望が多少ある

・施工体制台帳一式

・請書、注文書のコピーなど

・特にありません。

【北 部】

・平成21年4月1日以降の県発注工事において受注がないため、具体例がありません。

・登録内容確認書

・下請総額300万円未満の施工体制台帳の提出

・施工体系図を提出する場合の下請負人報告書

・工事カルテ受領書

以上の点 現場監督員の違いにより提出する場合がある

【諫 早】

・排出ガス対策型建設機の写真

・『長崎県建設工事施工管理基準』に定められていない管理値等の管理資料。(出来形管理値等)

・下請業者のうち、クレーン、カッター切断、企画仙等数万円の金額の施工でも、台帳、契約書等の提出を求められ、1時間で終わる作業の為の書類作成が何時間もかかったりすることもある。

【対 馬】

・設計変更及び追加に関する設計図面及び数量計算表の作成、提出(監督員は指示簿で追加を添付するだけの資料作成及び提出)

【壱 岐】

・特になし

【五 島】

・監督職員の「指示」簿に添付する書類の提出(平面図・横断図・詳細図・設計計算書)等、発注者側が作成すべき書類の提出。

・どこまでが簡素化なのか?発注の担当者によっても違いがあるのではないか。

例)工事打合せ簿でも軽微な内容は受け取らないとなっているが今まで指摘はない。具体的に決めてほしい。

また、変更を要するものは指示書を出してほしい。

【不 明】

- ・施工体系図提出時 下請との注文請書の提出(下請総額300万未満時は不要ではないか)
- ・500万円未満の施工計画書
- ・工事区域外から離れた箇所での測量及び設計書・数量計算書。
- ・下請負業者との注文書に内訳書を添付(検査時に指摘)
- ・コリンズの受注時登録内容の確認(8月から不要では)
- ・各種総括表
- ・特になし

※今後さらに簡素化を望む書類等がございましたら書類名等をご記入下さい。

【長 崎】

- ・安全書類
- ・作業手順書
- ・施工計画書
- ・共通仕様書 1-1-40-7 官公庁等への手続等で届出書類の事前確認が『報告』とありますが、事後報告ではだめでしょうか？
- ・施工計画書の工事概要・主要材料など。
工事概要、数量は設計書や数量総括表に明示してあるので、必要ないと思います。
主要材料においては、資材報告書が義務化されているので、工夫すれば、簡素化できると思います。
- ・プロセスチェックによる、早期着工(一ヶ月以内の着工)等の制約などにより、施工計画書、下請業者の選定、資材の選定等を急がないと間に合わないのが現状です。
プロセスチェックは、県が一方的に作成、運用されていますので、内容などの協議をする必要があると思います。
- ・県内の下請企業、建設資材を用いる場合は、使用報告書の提出は簡素化の意味でも必要ないのではないかと。(県外下請企業、県外建設資材を用いる場合は理由書の提出が求められている。)
- ・下請企業使用報告書を含む様式1~4において現在の書式は会社印の押印欄が削除されているが不必要の有無を明確にしてほしい。
- ・施工体制台帳の提出にあたり、下請業者との契約に関する内訳書の提出を要求されたことがあったが、文書にて要否を明確にしてほしい。
- ・県内産資材を使用しない理由書(県内産品がない事が明らかな場合)
- ・請負金額500万円未満の工事は具体的に提出書類の項目を明確にしてほしい。
- ・提出の義務はないが、検査時、施工体制台帳関係(下請企業の注文書・注文請書(見積り明細))と安全書類の提出を求められることがある。(ほぼ求められる。)
今後、出来ればこのような書類も省略してほしい。
- ・”創意工夫”は請負者が提出するのではなく、発注者の判断と思う。
- ・お盆、正月、その他大型連休時等の休日届(工事打合簿は付けなくてもいいのでは)
- ・建設資材使用報告書の金額を記入するのは不必要だと思う。
出来るだけ会社印を押さなくて現場担当者印で済ませる様な書類方式にしてほしい。
- ・書類を簡素化することにより、もっと現場条件に合った設計にしてほしい。
簡単な仮設備の設計しか計上してもらえず、現場、業者側にかなり負担がかかっている様に思う。
- ・共-1-37
長崎県内産資材を使用しない理由書
- ・共-1-38
長崎県内下請企業を使用しない理由書
- ・電子納品になったら提出書類がきまるので良いと思う。

【佐世保】

- ・安全管理、環境対策の写真を工事写真及び完成図書それぞれにとじて提出している。どちらか1つに出来たら良いと思う。
 - ・下請企業使用報告書(当初~完成)
 - ・建設資材使用報告書(当初~完成)
- の作成を不要か、簡素化を望む
- ・長崎県建設工事施工管理基準の簡素化
 - ・施工計画書(2,500万未満の工事)の簡素化
 - ・資材関係の書類

- ・特にありません。
- ・下請総額3,000万以上の施工体制台帳の提出
作成は建設業法上行うので現場事務所での確認で良いのではないか。

【諫 早】

- ・長崎県内生産品を使用しない理由書
あきらかに県内で生産されていないものでも、商社2社以上の証明など提出の必要があるのか。
県内産品として何があるのか、発注側から情報を公開してはどうか。
- ・簡素化はいいが、ワンデーレスポンスの徹底を進めてもらいたい。
- ・施工体制台帳は常に現場に備えつけてあるので、提出は体系図だけでいいのではないか。
- ・建設資材使用報告書の県内資材を使用しない理由書で2社以上の証明書提出を求められる。
- ・産廃関係
- ・安全管理関係
- ・工事写真
- ・下請関係

【対 馬】

- ・使用機械の始業前点検表
- ・今のところ、特にありません。

【五 島】

- ・安全書類が重複しているものが多い。
例)①施工体制調査では作業員の署名、印鑑をもらうよう指摘があるが、全ての書類になるとかなり多くなってくる。
②点検事項等(クレーン、機械、ワイヤー等)
- ・材料承認の書類が詳細すぎる。
- ・県外、管外の業者・材料を使用する時の理由書。
- ・提出が掲示になっても書類の作成は同じではないか。

【不 明】

- ・竣工検査時の写真
- ・メールでの書類のやりとりの確立(現場を離れる時間を少なくする)
又、CADのソフトが多く、担当者が開けない時がある為、役所のパソコンは、通常使われているCADソフトは入れておいてほしい。
(オートCAD、JWCAD、HOCAD、JWWCAD等)
大容量の図面等の変換に時間がかかるのと、文字等の変化が発生する。
- ・施工計画書に使用材料があるので県産品使用の様式は必要ないように思えます。
- ・コンクリートの品質管理におけるシュミットハンマー試験の写真評価時に影響があれば提出(作成)をしなければならなくなるので明確にして頂きたいです。(評価への影響の有無)
- ・段階確認、出来形立会検査にて役所・担当者には写真・書類で確認するのだから、それ以後の書類関係は一切不要にしてほしい。
- ・工事竣工時の内容に訂正した竣工計画書。(当初と変更時だけしてもらいたい)
- ・品質・出来高管理の内容の簡素化。
- ・建退共掛金収納書等の提出。
- ・土、日、作業届の提出。
- ・下請負人報告書(施工体系図と内容が同じなので発注者間で調整出来る)
- ・県内産資材を使用しない理由書
- ・建退共に関する書類全般
- ・施工計画書の施工方法について、側溝、緑石等、一般的なものについては、省略出来ないか。
- ・交通誘導員の整備報告書の写しの提出(一覧表のみの提出に出来ないか。)